都道府県温泉担当部局・担当課連絡先一覧

※ご不明な点がある場合には、各都道府県にお問い合わせください。　（平成20年5月1日現在）

都道府県名	担当部局課係	電話番号	FAX
北海道	保健福祉部保健医療局医務薬務課医務グループ	011−231−4111	011−232−4472
青森県	環境生活部自然保護課自然公園グループ	017−722−1111	017−734−8072
岩手県	環境生活部自然保護課自然公園担当	019−629−5372	019−629−5379
宮城県	保健福祉部薬務課薬事温泉班	022−211−2111	022−211−2490
秋田県	生活環境文化部自然保護課調整･自然環境班	018−860−1613	018−860−3835
山形県	文化環境部みどり自然課温泉保全係	023−630−2211	023−630−2133
福島県	保健福祉部薬務課	024−521−7232	024−521−7992
茨城県	保健福祉部薬務課 医療品供給血液G	029−301−1111	029−301−3399
栃木県	保健福祉部薬務課温泉･薬物対策担当	028−623−2323	028−623−3121
群馬県	健康福祉部薬務課温泉係	027−223−1111	027−223−7872
埼玉県	保健医療部薬務課献血･温泉･薬事情報担当	048−824−2111	048−830−4806
千葉県	健康福祉部薬務課薬事審査指導室	043−223−2110	043−227−5393
東京都	（掘削等）環境局自然環境部水環境課水循環係	03−5321−1111	03−5388−1379
	（利用等）福祉保健局健康安全部環境衛生課指導係	03−5321−1111	
神奈川県	保健福祉部生活衛生課環境衛生班	045−210−1111	045−210−8864
新潟県	県民生活･環境部環境企画課自然保護係	025−285−5511	025−280−5166
富山県	厚生部生活衛生課水道係	076−431−4111	076−444−3497
石川県	環境部自然保護課企画管理グループ	076−225−1111	076−225−1479
福井県	健康福祉部食品安全･衛生課生活衛生･水道グループ	0776−21−1111	0776−20−0643
山梨県	森林環境部大気水質保全課保全対策担当	055−237−1111	055−223−1512
長野県	衛生部薬事管理課薬事温泉係	026−232−0111	026−235−7398
岐阜県	環境生活部地球環境課	058−272−1111	058−278−2610
静岡県	厚生部生活衛生局生活衛生室生活衛生係	054−221−2448	054−221−2342
愛知県	環境部自然環境課野生生物グループ	052−961−2111	052−963−3526
三重県	環境森林部自然環境室自然共生グループ	059−224−3070	059−224−2070
滋賀県	健康福祉部生活衛生課衛生営業担当	077−528−3641	077−528−4860
京都府	健康福祉部薬務課審査担当	075−451−8111	075−414−4792
大阪府	健康福祉部環境衛生課生活衛生グループ	06−6941−0351	06−6944−6707
兵庫県	健康福祉部健康局薬務課薬事調整係	078−341−7711	078−362−4713
奈良県	福祉部健康安全局食品･生活安全課水道･営業指導係	0742−22−1101	0742−22−0300
和歌山県	環境生活部環境政策局環境生活総務課環境計画班	073−432−4111	073−433−3590
鳥取県	生活環境部くらしの安心推進課食の安全･衛生担当	0857−26−7111	0857−26−8171
島根県	健康福祉部薬事衛生課薬事･営業指導グループ	0852−22−5111	0852−22−6041
岡山県	生活環境部自然環境課自然保護班	086−224−2111	086−224−7572
広島県	健康福祉局保健医療部薬務課	082−228−2111	082−223−3573
山口県	健康福祉部薬務課薬事班	083−922−3111	083−933−3029
徳島県	保健福祉部薬務課監視･麻薬担当	088−621−2500	088−621−2842
香川県	健康福祉部薬務感染症対策課麻薬･薬事監視グループ	087−831−1111	087−861−1421
愛媛県	保健福祉部健康衛生局薬務衛生課薬事係	089−941−2111	089−947−3035
高知県	健康福祉部食品･衛生課生活衛生担当	088−823−1111	088−823−9264
福岡県	環境部自然環境課環境影響審査係	092−651−1111	092−643−3357
佐賀県	健康福祉本部薬務課製薬･温泉担当	0952−24−2111	0952−25−7285
長崎県	環境部自然環境課保全･計画班	095−824−1111	095−895−2569
熊本県	健康福祉部薬務衛生課	096−383−1111	096−383−1434
大分県	企画振興部景観自然室自然交流班	097−536−1111	097−506−1730
宮崎県	環境森林部自然環境課自然公園担当	0985−26−7291	0985−38−8489
鹿児島県	保健福祉部生活衛生課温泉営業係	099−286−2111	099−286−5562
沖縄県	文化環境部自然保護課自然公園班	098−866−2333	098−866−2240

温泉に関する関係資料については、右記のHPにも掲示されています。環境省HP　http://www.env.go.jp/nature/index.html#onsen

温泉施設での
可燃性天然ガス事故
を防ぐために

ー改正温泉法の可燃性天然ガスの安全対策ー

温泉をくみ上げている事業者の皆様へ

安全･安心･やすらぎを与える温泉に･･･

平成20年5月

環境省
Ministry of the Environment
http://www.env.go.jp/

1.温泉法が改正されました

ー 平成20年10月1日より施行されます ー

温泉をくみ上げ又はくみ上げようとする全ての事業者（※）は、新たに許可申請又は確認申請が必要になります。

（※）事業者とは、温泉のくみ上げを反復継続的に実施する者であり、旅館業や公衆浴場業のように公共の浴用・飲用に供しようとする目的で温泉を採取する者のほか、自家用利用（マンション等での共同利用を含む。）や、工業利用等の目的で温泉を反復継続的にくみ上げる者も対象となります。

温泉にメタンが相当量含まれている場合

（※揚湯試験やくみ上げ時に相当量のメタンが確認された場合など）

いつまでにどの対策が必要になるかは、P9で詳しく確認してね。

基準を満たしているかどうかは、許可申請の前に、早めに都道府県に相談しよう。

温泉にメタンが含まれているかわからない場合

温泉にメタンが含まれていない場合

（※過去の調査ではメタンが検知されていない場合など）

温泉におけるメタン濃度を確認
（詳細は、P2～3参照）

メタンが基準値を超えると確認された

メタンが基準値以下と確認された

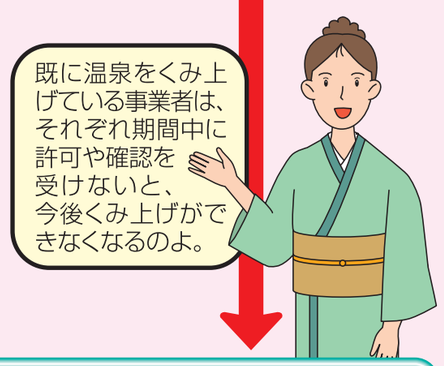

既に温泉をくみ上げている事業者は、それぞれ期間中に許可や確認を受けないと、今後くみ上げができなくなるのよ。

可燃性天然ガスの安全対策を実施
（詳細は、P4～9を参照）

［既に温泉をくみ上げている事業者
ソフト系の対策　温泉の採取許可の申請を行うまで
ハード系の対策　平成22年3月末まで］

温泉の採取許可の申請

▼

都道府県知事による許可（温泉法第14条の2）

［既に温泉をくみ上げている事業者
平成20年10月から平成21年3月末までに申請を行うことが必要］

温泉のくみ上げが可能

※既に温泉をくみ上げており、ソフト系の対策のみ実施して許可を受けた事業者は、変更許可の申請が必要

可燃性天然ガスの濃度の確認申請

▼

都道府県知事による確認（温泉法第14条の5）

［既に温泉をくみ上げている事業者
平成20年8月から平成21年3月末までに確認を受けることが必要］

安全対策を行わないで温泉のくみ上げが可能

2.温泉における可燃性天然ガスの確認方法

ー 従来メタンが確認されていない場合も必要です ー

可燃性天然ガスの確認は、安全対策が必要な温泉か否かを判断するものです。
以下の「◎確認方法のフローチャート」で示された測定手法に従い調査することが必要なので、専門の測定業者に依頼し、測定してもらう必要があります。

◎確認を必要とする温泉とは？

■可燃性天然ガスが発生しているかわからない場合
■可燃性天然ガスが発生していない場合

メタンが出ることがわかっていれば、確認する必要はなく、直ちに対策を実施して許可申請すればよいのね（※詳細はP4～9参照）。

◎測定業者とは？

温泉成分を測定できる温泉法の登録分析機関、計量証明事業者、行政機関等であることが必要です。その中で、環境省や都道府県等で開催した温泉の確認手法の講習会を受講した測定機関を選んでください。事業者自ら測定した結果を提出することはできません。詳細は都道府県にお問い合わせください。

◎確認方法のフローチャート

詳細は、測定業者に早めに相談しましょう。

（※以下の方法以外にも都道府県が認める場合は、周辺の調査結果により確認できる場合があります。詳細は都道府県にお問い合わせください。）

水上置換法で温泉付随ガス（空気と混ざる前の気泡）が収集できるか？

YES（水上置換法で温泉付随ガスが収集できた）

NO（水上置換法で温泉付随ガスが収集できなかった）

水上置換法で収集された温泉付随ガスのメタン濃度は2.5%（50%LEL）以下か？

YES 2.5%（50%LEL）以下

NO 2.5%（50%LEL）超

貯湯槽が設置されているか？

YES（貯湯槽がある）

NO（貯湯槽がない）

槽内空気濃度測定法で測定されたメタン濃度は1.25%（25%LEL）以下か？

YES 1.25%（25%LEL）以下

NO 1.25%（25%LEL）超

ヘッドスペース法で測定されたメタン濃度は0.25%（5%LEL）以下か？

YES 0.25%（5%LEL）以下

NO 0.25%（5%LEL）超

温泉法第14条の5に基づく確認申請

可燃性天然ガスの安全対策を実施
（詳細は、P4～9参照）

温泉法第14条の2に基づく許可申請

※%LELとは、爆発下限界（着火源がある場合にガスが燃焼・爆発を起こす最低濃度（Lower Explosion Limit））に対する割合を百分率で表したものをいいます。メタンの爆発下限界は5%なので、メタンの濃度が2.5%のときは、50%LELとなります。

◎確認時に気をつけることは？

測定時には測定業者の指示に従ってください。

- 測定場所は、源泉もしくは源泉に最も近い開口部（井戸についているバルブ、井戸から出てくる温泉水を最初に貯湯するタンク等）です。
- ガス分離設備（貯湯タンク等）の排気口で測定する間は、満水に近い状態で常時温泉水を流し続ける必要があり、確認時は温泉の使用ができなくなる施設もありますので、事前に測定業者と相談してください。

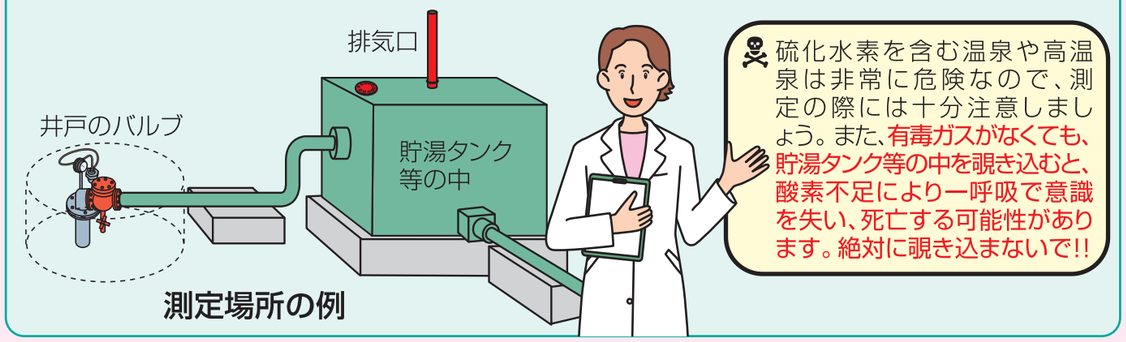

測定場所の例

◎確認方法を詳しく知りたい。

詳細は、環境省の測定手法に関する告示、環境省で作成した「測定手法のマニュアル」をご覧ください。環境省のHPにも掲示予定です。

◎測定費用はいくらぐらいか？

測定費用について、特に決められた価格はありません。また、温泉の採取施設の構造等によって測定手法が選択され、測定手法によって費用が異なると想定されます。詳しくは測定業者にご相談ください。

◎一度確認したら、再確認する必要はないの？

確認の結果、基準値にわずかな差で安全と判断（※安全対策が不要と確認）された場合は、10年ごとの温泉成分分析の機会に再確認が求められたり、また、大地震の発生や温泉井戸の浚渫時などには、再確認を求められる場合がありますので、都道府県の指示に従ってください。

◎いつまでに確認申請する必要があるの？

都道府県の確認は平成21年3月末までに受ける必要があります。都道府県への確認申請は平成20年8月から行うことができますので、余裕をもって申請をしてください。なお、具体的な申請期限については、都道府県にご確認ください。

◎確認に必要な書類は何か？

申請者の住所、氏名、採取の場所、採取の開始予定日、測定結果等を記載した申請書のほか、採取の場所や測定状況の写真等が必要になります。測定を受ける前に事前に何が必要になるか詳細や様式について、都道府県にご確認ください。

3.既に温泉のくみ上げを行っている事業者の皆様へ

ー ソフト系の対策は温泉の採取許可の申請を行うまで、ハード系の対策は平成22年3月末まで（※詳細はP.9を参照）ー

既に、メタン濃度が基準値以上の温泉のくみ上げを行っている事業者の方は、安全対策を実施した上で温泉の採取の許可申請が必要になります。また、可燃性天然ガス発生設備（温泉井戸、ガス分離設備等）が屋内か屋外かで基準の内容が異なりますので、ご注意ください。

◎可燃性天然ガスの安全対策・許可申請を必要とする対象者とは？

P2～3の確認方法で基準値以下であるとの都道府県知事の確認を受けた事業者以外の温泉をくみ上げているすべての事業者の方

◎可燃性天然ガス発生設備とは？

①温泉井戸、②ガス分離設備、①②からの可燃性天然ガス又は空気の排出口
（※ガス分離設備とは、一定量のガスを分離するまでのガスセパレータや貯湯槽が該当します。）

（1）可燃性天然ガス発生設備が屋外にある場合の対策

可燃性天然ガス発生設備が屋外にある場合の対策のチェックポイント

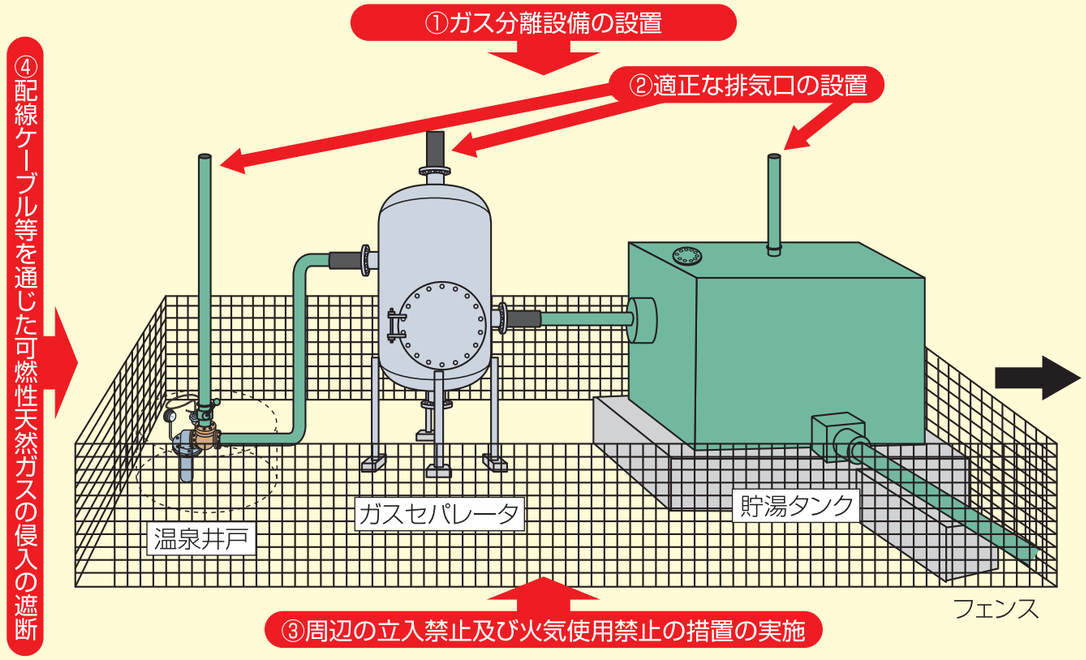

その他全般的な対策

- 可燃性天然ガス発生設備の屋外から屋内への移設禁止
  （※屋外にある自然ゆう出泉、掘削自噴泉をそのまま屋外で利用する場合は、これらの規制が適用されない場合があります。詳細は都道府県にご確認ください。）

①ガス分離設備の設置

温泉水から可燃性天然ガスを分離するガスセパレータ等の設置が必要です。

ガスセパレータのほか、貯湯タンク、屋外の湯溜まりや開放された流路などでも、ガスを十分に分離していれば、ガス分離設備と見なされます。また、複数のガスセパレータや貯湯槽等を組み合わせて、ガス分離設備とみなしても構いません。

申請時に、ガス分離設備によりガスが一定程度分離されているかを示す測定結果が必要になります。

②適正な排気口の設置

可燃性天然ガスの排気口は床面又は地面から高さ3m以上必要です。周辺には、窓、吸気口、ベランダのほか、電気設備などがあってはいけません。

a）可燃性天然ガス発生設備の排出口（メタン濃度が25%LEL以上のもの）は、床面又は地面から高さ3m以上必要です。
b）排出口から水平距離3mかつ垂直上方8m及び下方50cmの範囲内に、火気を使用する設備、防爆仕様でない電気設備、屋内への空気の取入口（建物の「窓」「吸気口」など）、関係者以外の者が立ち入れる場所（「ベランダ」「テラス」等）があってはいけません。
c）可燃性天然ガスの排出口までの配管は、必要に応じて、水抜きバルブ、保温用の断熱材等を設置して、水の滞留、凍結等により閉塞されないようにしなければなりません。

③周辺の立入禁止及び火気使用禁止の措置の実施

可燃性天然ガス発生設備から水平距離1m（※可燃性天然ガスが多い温泉では2m）かつ垂直距離5mの範囲内で火気の使用は禁止です。この周囲にフェンス等を設け、関係者以外立入禁止にするとともに、「火気厳禁」等の掲示を行う必要があります。

a）屋外の可燃性天然ガス発生設備から水平距離（※遮断壁を設ける場合は迂回水平距離）1m（※メタンの発生量が温泉のゆう出量以上となる場合については2m）かつ垂直距離5mの範囲内では、火気は使用禁止です。
b）火気使用禁止の範囲内は、関係者以外の立ち入りは禁止です。
c）その範囲内の見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示しなければなりません。

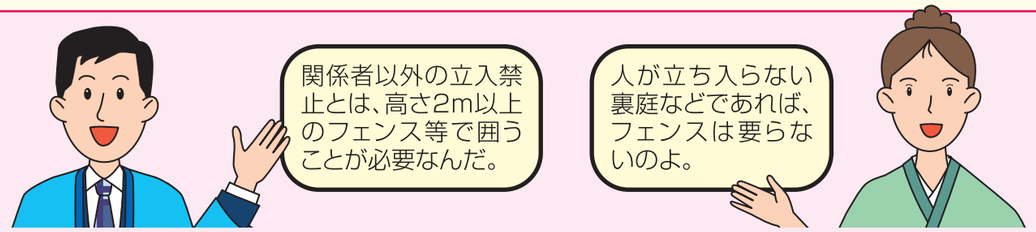

④ 配線ケーブル等を通じた可燃性天然ガスの侵入の遮断

可燃性天然ガス発生設備内部の電気器具からの配線ケーブルがある場合は、制御盤や配電盤等の前にジャンクションボックスを設ける等、可燃性天然ガスの侵入を遮断する措置が必要です。

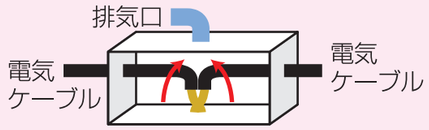

ジャンクションボックスの設置例

⑤その他

基準の一部が適用されない場合や上記以外の基準が設けられる場合がありますので、あらかじめ都道府県にご相談ください。

（2）可燃性天然ガス発生施設が屋内にある場合の対策

可燃性天然ガス発生設備が屋内にある場合の対策のチェックポイント

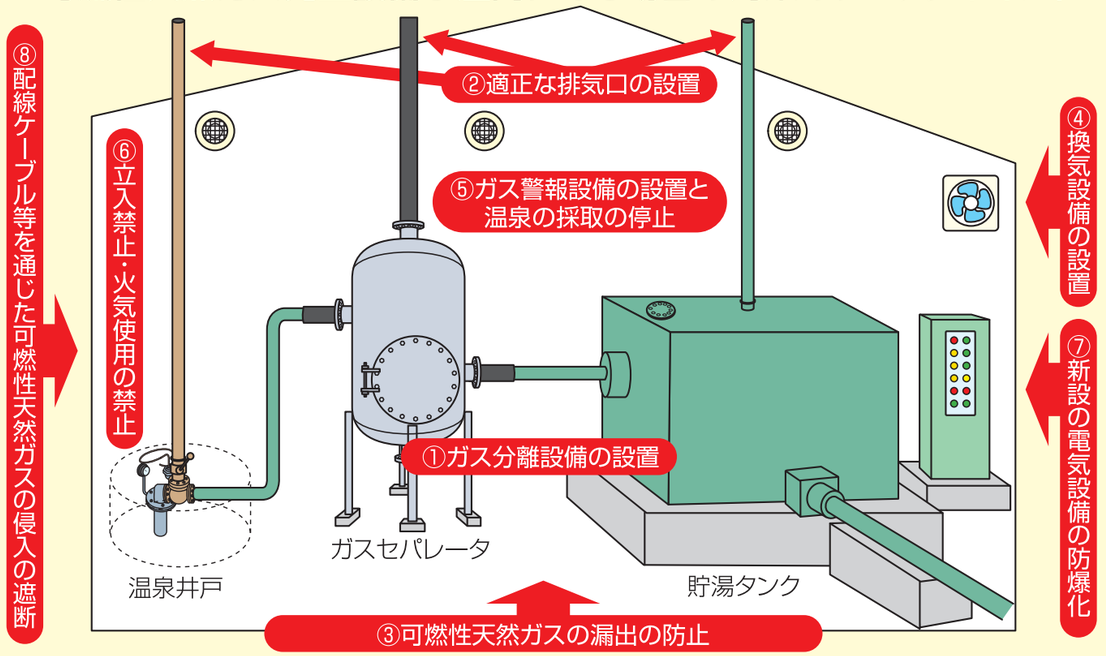

その他全般的な対策

●携帯型の可燃性ガス測定器及び消火器の備え付け
（※温泉井戸が地下ピットにある場合は、特例を別途設けています。）

①ガス分離設備の設置（※詳細の基準は屋外と同様）

温泉水から可燃性天然ガスを分離するガスセパレータ等の設置が必要です。

②適正な排気口の設置（※排気口の位置に関する詳細の基準は、屋外と同様）

可燃性天然ガスは屋外に排出し、その排気口は床面又は地面から高さ3m以上必要です。排気口の周辺には、窓、吸気口、ベランダのほか、電気設備などがあってはいけません。

③可燃性天然ガスの漏出の防止

屋内の可燃性天然ガス発生設備等から可燃性天然ガスが漏出してはいけません。

ガス分離設備にオーバーフロー管がある場合、以下のような対策が必要になります。

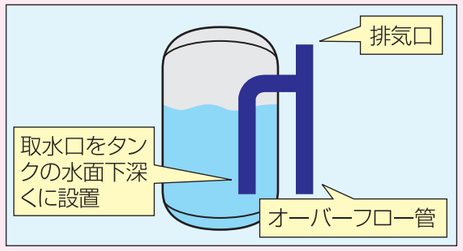

④換気設備の設置

1時間10回以上の換気能力の換気設備を設置し、24時間稼働させることが必要です。

a）可燃性天然ガス発生設備が設置された部屋には、1時間に10回以上の換気能力を有する換気設備が必要です。
b）吸気口と排気口の位置、部屋内の構造物の配置等は、適切な配置にする必要があります。
c）自然換気で1時間10回以上と同等の換気能力があると認められる場合は、機械換気設備を設けなくても構いません。

換気設備の適切な配置とは？

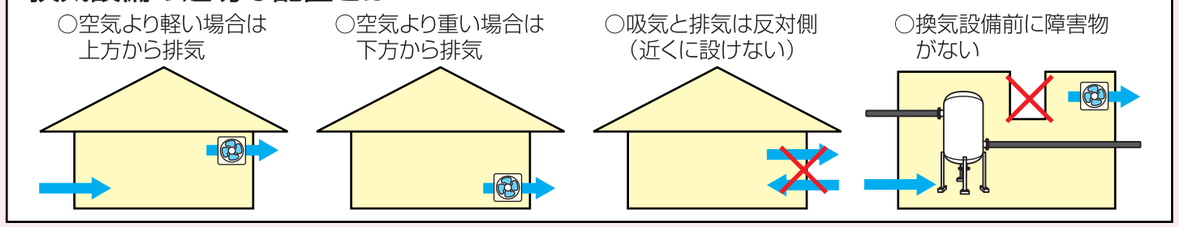

⑤ガス警報設備の設置と温泉の採取の停止

ガス警報設備を設置し、メタン濃度が10%LEL以上で警報音を発しなければなりません。25%LEL以上で温泉のくみ上げを停止しなければなりません。

（※消防法で規制を受けるガス警報設備の基準がありますので、ご注意ください。なお、消防法の適用を受けない場合においても、消防法の基準を参考に設置してください。）

a）ガス警報設備は、メタン濃度0.5%（10%LEL）以上で、関係者が常駐する場所で警報音を発しなければなりません。
b）温泉の採取のための動力又は自噴を、迅速かつ確実に停止できる構造としなければなりません。ただし、温泉井戸の構造等により動力又は自噴が停止できない場合は、部屋内の電気設備は、メタン濃度が1.25%（25%LEL）以上で自動停止（※この場合にあっても、換気設備は停止させずに、防爆化して常に稼働させる必要があります）できるようにするか、防爆化しなければなりません。

⑥立入禁止・火気使用の禁止

関係者以外立入禁止にするとともに、「火気厳禁」等の掲示を行い、ボイラーなどの火気設備を新たに設置してはいけません。現在設置しているボイラーなどを引き続き置く場合は、メタン濃度が25%LEL以上で自動停止させなければなりません。

a）可燃性天然ガス発生設備が設置された部屋に、ボイラー等の火気設備を新たに設置してはいけません。施行日より前からのものを引き続き設置する場合は、その位置にガス警報設備を設置し、メタン濃度が1.25%（25%LEL）以上で、当該火気を使用する設備を自動停止しなければなりません。
b）可燃性天然ガス発生設備が設置された部屋は、関係者以外の立入禁止とし、入口及び部屋内の見やすい場所に火気の使用を禁止する旨を掲示しなければなりません。

⑦新設の電気設備の防爆化

防爆化していない電気設備は新たに設置してはいけません（温泉井戸深部にあるものは除く）。現在設置している電気機器は、そのまま設置できますが、交換時には防爆化しなければいけません。

可燃性天然ガス発生設備が設置された部屋には、防爆化されていない電気設備を新たに設置してはいけません（※施行日より前からのものを引き続き設置する場合は、温泉の採取のための動力又は自噴を、迅速かつ確実に停止できる構造とするか、換気設備を防爆化し、メタンの濃度が1.25%（25%LEL）以上で部屋内の電気設備を自動停止できるようにしなければなりません。また、当該電気設備そのものを交換する時（修理や消耗品の交換等を除く）には防爆化させる必要があります）。

⑧配線ケーブル等を通じた可燃性天然ガスの侵入の遮断

可燃性天然ガス発生設備内部の電気器具からの配線ケーブルがある場合は、制御盤や配電盤等の前にジャンクションボックスを設ける等、可燃性天然ガスの侵入を遮断する措置が必要です。

⑨都道府県の職員による実地の確認

屋内に可燃性天然ガス発生設備が設置されている場合には、上記の対策に適合するかどうかの都道府県職員による実地での確認を受けなければなりません。

⑩地下ピットに関する特例

屋外に地下ピットがある場合は、2種類の対策が考えられます。

a）入り口（マンホール）を格子状の金網等にして、水平距離1m（可燃性天然ガスが多い温泉は2m）かつ垂直距離5mの範囲内で、火気使用を禁止し、関係者以外の立入を禁止する等の措置を実施する。
b）電気設備（※温泉井戸深部にあるものは除く）はすべて防爆化し、火気使用を禁止する。さらに温泉井戸や地下ピットからの排気口を高さ3m以上に設ける。
上記の対策のほか、可燃性天然ガスが他の屋内に移動することを防止するための配線ケーブルの保護管入口の閉塞等の措置を実施する。

⑪その他

基準の一部が適用されない場合や上記以外の基準が設けられる場合がありますので、あらかじめ都道府県にご相談ください。

（3）温泉採取の方法についての基準

①日常的な点検の実施

以下の点検を行い、その結果を2年間保管しなければなりません。

a）屋外の可燃性天然ガス発生設備は1月1回以上、屋内の可燃性天然ガス発生設備及び換気設備は1日1回以上、異常の有無を目視により点検すること。
b）屋内の可燃性天然ガス発生設備から可燃性天然ガスが漏出してないか携帯型の可燃性ガス測定器を用いて、1日1回以上点検すること。
c）貯湯タンク等の内部に水位計が設置されている場合には、1月1回以上、その損傷の有無について点検すること。
d）地下ピット内に温泉井戸が設置されている場合には、1月1回以上、温泉井戸、温泉井戸や地下ピットからの排出口の異常の有無を目視により点検すること。

②災害防止規程の作成

以下の災害防止規程を作成し、採取の場所に備えておかなければなりません。

（※災害防止規程の作成に当たっては、事前に都道府県に相談してください。）

a）災害防止措置の実施体制（安全担当者の選任を含む）に関すること。
b）災害の防止のための点検の項目及び方法に関すること。
c）災害その他の非常の場合に実施すべき措置に関すること　等

（4）経過措置

改正温泉法の施行日より前に温泉のくみ上げを行っている場合は、経過措置が適用され、以下の期間までに対策を実施すればよいことになります。
（※新規施設は、すべての基準が平成20年10月1日より適用されます）

a）平成21年3月末までに許可申請を行うに当たって実施しなければならないこと（ソフト系の対策）

・屋外施設の火気使用作業の禁止及び火気使用禁止の掲示
・屋内施設の火気使用作業の禁止、火気使用禁止の掲示及び関係者以外立入禁止の措置
・屋内施設の携帯型の可燃性ガス測定器及び消火器の備え付け
・日常的な点検の実施
・災害防止規程の作成

b）平成22年3月末までに実施しなければならないこと（ハード系の対策）

a）を除く（1）～（3）の基準すべて

（5）温泉採取の許可申請等について

経過措置により許可後に設置する設備については、変更許可申請を行うことが必要になるよ。

申請様式など、詳しくはそれぞれの都道府県に確認してね。

◎温泉の採取の許可申請に必要な書類は何か？

都道府県で定める申請書（申請者の住所及び氏名、採取の場所、採取の開始予定日）のほか、
a）採取のための設備（可燃性天然ガス発生設備（それらの間の配管を含む）、屋内に可燃性天然ガス発生設備がある場合は、同じ部屋の換気設備、ガス警報設備、火気設備、電気設備等）の配置図及び主要な設備（ガス分離設備、換気設備等）の構造図、設備の設置状況の写真
b）基準に適合しているかの状況（チェックリスト）
c）メタンの濃度及び量の測定結果（ガス分離設備通過後の温泉水等）
d）災害防止規程等

◎重要な変更の許可申請が必要になるときとは？

a）可燃性天然ガス発生設備の位置又は構造の変更（屋外に可燃性天然ガス発生設備が設置されている場合は、ガス分離設備の構造又は可燃性天然ガスの排出口の位置の変更に限る。）
b）換気設備、ガス警報設備の位置又は構造の変更
※施行日より前に温泉の採取を行っており、平成21年3月末までに必要な許可申請を行い許可を受けた後、平成22年3月末までの経過措置の期間内にb)を行おうとする場合も、重要な変更の許可申請が必要となります。

◎軽微な変更の届出が必要になるときとは？

重要な変更に該当しない変更の場合でも、都道府県知事への届出が必要な場合があります。詳細は都道府県にご確認ください。

※施設設備の更新等ハード系の対策に要する費用については、旅館業や一般公衆浴場業を営んでいる方の場合、国民生活金融公庫（http://www.kokukin.go.jp/）の融資制度があります。

4.新たに温泉のくみ上げを行う事業者の皆様へ

ー 平成20年10月1日からすべての基準が適用されますー

改正温泉法が平成20年10月1日から施行され、施行日以降、新たに温泉をくみ上げる場合は、以下のすべての基準が適用されます。

◎可燃性天然ガス発生設備は、屋外に設置しなければなりません。

可燃性天然ガス発生設備は、①温泉井戸、②ガス分離設備（※ガス分離設備とは、一定量のガスを分離するまでのガスセパレータや貯湯槽等が該当する）、①②からの可燃性天然ガス又は空気の排出口が該当します。

多雪、寒冷などの地域では、温泉井戸を屋内に設置できる場合もあるので、詳しくは都道府県に相談してね。

◎可燃性天然ガス発生設備を屋外に設置する場合の基準である3.（1）①～⑤のすべての基準が施行日から適用されます。

5.新たに温泉の掘削・増掘を行う事業者の皆様へ

ー 平成20年10月1日からすべての基準が適用されますー

改正温泉法により、平成20年10月1日以降に掘削許可の申請を行う場合は、可燃性天然ガスの安全対策を行うことが義務づけられました。

◎温泉井戸の掘削口は、可燃性天然ガスの噴出のおそれがある場合は敷地境界から8m以上離さなければなりません。

敷地境界から3m以上距離がないと原則として温泉の掘削ができなくなりますので、ご注意ください。また、可燃性天然ガスの噴出のおそれがある場合は、敷地境界から8m以上離す必要があります。詳細は、都道府県にご相談ください。

◎その他、さまざまな基準が適用されます。

上記のほか、掘削口から一定の範囲内の火気使用の禁止、噴出防止装置の設置、ガス警報設備の設置、携帯型の可燃性ガス測定器・消火器の備え付け、日常点検の実施、災害防止規程の作成などの基準があります、なお、可燃性天然ガスの噴出のおそれがある場合以外は、これらの基準の一部が適用されません。詳しくは、掘削事業者向けのパンフレットをご覧になるほか、都道府県などにご相談ください。